

地域材『循環利用』アクションプログラム

～適切な森林資源管理と地域材の利用促進へのチャレンジ～

令和4年7月

網走東部流域森林・林業活性化協議会
網走西部流域森林・林業活性化協議会

はじめに

網走東部及び西部流域活性化協議会では、これまで平成 15 年 3 月に策定した「地域材有効利用指針」をかわきりに、平成 17 年 5 月に第 1 期「地域材『産消協働』アクションプログラム」、平成 23 年 5 月に第 2 期「地域材『循環利用』アクションプログラム」、平成 28 年 7 月に第 3 期「地域材『循環利用』アクションプログラム」を策定し、流域が一体となって、適切な森林資源の管理とオホーツク材の利用促進に関する取組を進めてきました。

第 3 期アクションプログラムでは、「適切な森林管理の推進」「地域材の利用促進」「森林認証材の普及」「木育活動の推進」を基本方針に位置づけ、令和 2 年度までの 5 年間、市町村や木材業界等がこのアクションプログラムの役割分担に基づく取組を展開してきました。この結果、認証森林の増加や農業分野及び土木分野での地域材の利用拡大など一定の成果を上げることができました。

一方で、SDGs への貢献やゼロカーボンに向けた取組、林業・木材産業の担い手の確保・育成などへの対応が求められています。

この間、国では「森林・林業基本計画」を改訂し、森林・林業・木材産業による「グリーン成長」を掲げ、2050 年カーボンニュートラルも見据えた豊かな社会経済の実現を図ることとしています。また、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」を一部改正し、木材の利用を促進する対象を民間建築物を含む建築物一般に拡大するなど、林業・木材産業にとって追い風となる動きがありました。

このような情勢の変化や課題、森林・林業・木材産業に求められる役割に対する的確に対応するためには、流域が一体となり戦略的に取り組むことが必要です。このため第 3 期「地域材『循環利用』アクションプログラム」を改定し、令和 4 年度を始期とする第 4 期アクションプログラムを策定しました。

第 4 期アクションプログラムの策定にあたっては、林業・木材産業関係者などで構成される「チャレンジ検討会議」を開催し、検討を重ねるとともに、当協議会副会長であるアグリイノベーション大学校顧問（前東京農業大学教授）の黒瀧秀久氏に全面的な監修をいただきました。

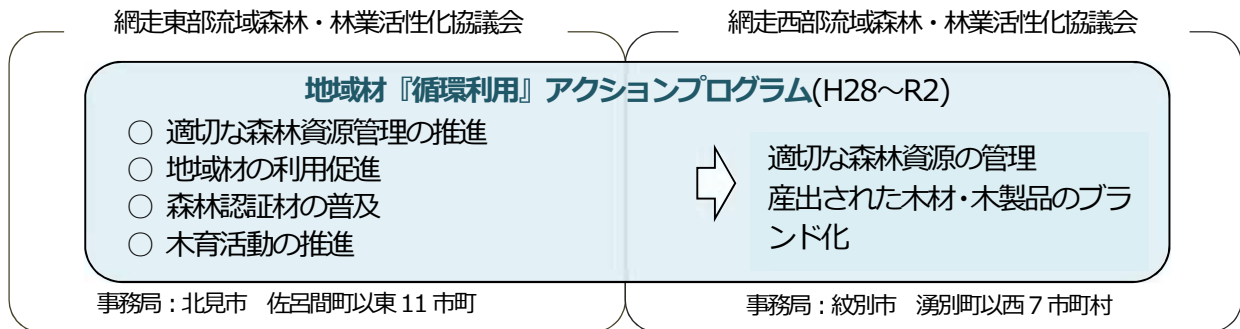
網走東部流域森林・林業活性化協議会長 辻 直孝
網走西部流域森林・林業活性化協議会長 宮川 良一

目 次

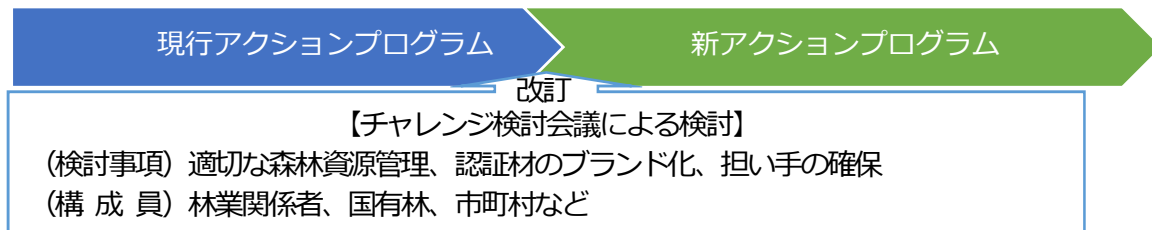
はじめに	
目次	2
1 アクションプログラムの改訂概要	3
2 オホーツクの森林・林業・木材産業の目指す姿	4
3 オホーツクの森林資源を循環利用するための基本方針	5
4 アクションプログラムの推進体制	6
5 アクションプログラム計画期間中の進行管理	7
6 基本方針ごとの行動計画	8
【基本方針1】適切な森林資源管理の推進	
ア 森林資源の保続	9
イ 森林認証の取得促進	12
ウ 流域環境の保全	13
【基本方針2】地域材の利用促進	
ア 建築分野（住宅）	14
（非住宅）	15
イ 土木分野（公共土木）	16
ウ 暮らし分野（木工クラフト）	17
エ エネルギー分野（木質バイオマス）	18
【基本方針3】SDGsを踏まえた森林認証材の普及	
ア 森林認証材のマーケティング戦略の構築	19
イ 加工・流通体制の整備	20
【基本方針4】木育活動の推進	
ア 木育体験機会の充実	21
イ 都市交流	22
【基本方針5】林業・木材産業を支える担い手の確保・育成	
ア 道内外からの人材の確保・育成	24
7 アクションプログラムの体系表	26
参考資料	
1 オホーツク森林・林業・木材産業チャレンジ検討会議構成メンバー	28
2 オホーツク地域の森林・林業を取り巻く状況	29

1 アクションプログラムの改訂概要

- 網走東部及び西部流域森林・林業活性化協議会（以下「協議会」という。）では、オホーツク地域における適切な森林資源の管理と地域材の利用促進に向けた行動である「地域材『循環利用』アクションプログラム」を平成28年度に策定し、各種取組を展開してきました。

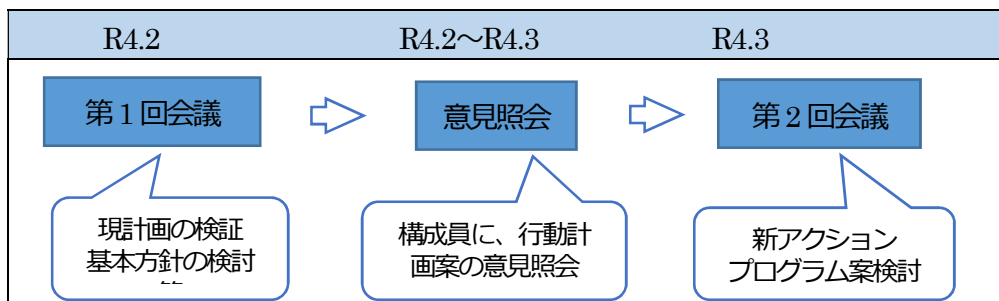


- 第3期計画最終年である令和2年度に検討会議を設置して、令和3年度からの計画を策定するところでしたが、コロナ禍に突入し、国内経済の低迷が進み林業・木材産業の先行きが不透明となったことから、収束の見通しが立たない中で新たな取組に向けた検討を十分行えないまま計画が終了しました。
- このため、本年度に検討会議を設置して改訂を進めることとしました。
- 協議会では、これまで進めてきた「森林資源の循環利用」を柱とし、SDGsや脱炭素、脱プラなどの動きを踏まえて、今後とも適切な森林資源の管理や木材・木製品のブランド化などの課題に対応するため、関係団体等の有識者の方々からご意見をうかがいながら、令和4年度を始期とする5年間のアクションプログラムを改訂しました。



改訂の進め方

「チャレンジ検討会議」で基本方針や行動内容、実施手法等の検討を行い、アクションプログラムを改訂することとしました。



会議の構成員

「チャレンジ検討会議」の構成員は東部・西部流域両協議会の幹事会構成員としました。

2 オホーツクの森林・林業・木材産業の目指す姿

再生可能な森林資源を将来にわたって持続的に利用していくためには、植えて、育てて、伐って、使って、また植える森林資源の循環利用の仕組みを確立する必要があります。このため伐採後の適期・適切な更新・保育を実施するとともに、森林から産出された製品の価値を高め、地域内外において利用し、森林に再投資することが求められます。

オホーツク地域では森林資源の循環利用を目指し、適切な森林資源の管理と産出された地域材のブランド化を進めます。



3 オホーツクの森林資源を循環利用するための基本方針

基本方針

オホーツク地域の豊かな森林資源を将来にわたり持続的に利用していくためには、森林資源の循環利用を柱とし、情勢の変化により新たに対応を求められているSDGsへの貢献やゼロカーボン、担い手の確保・育成などを進めることが必要です。

このため、次の5つの基本方針を定め、行動計画を推進します。

基本方針1 適切な森林資源管理の推進

- ア 森林資源の保続 → 造林未済地対策と適切な伐採量・造林量の実現
- イ 森林認証の取得 → 森林認証の継続的な取得促進
- ウ 流域環境の保全 → 森林保全活動の実施と水土保全機能向上のための取組

基本方針2 地域材の利用促進

- ア 建築分野 → 住宅や非住宅等での地域材利用の促進
- イ 土木分野 → 公共土木工事での地域材の活用
- ウ 暮らし分野 → 脱炭素・脱プラを踏まえた生活用品の木製品への転換促進
- エ エネルギー分野 → 林地未利用材の利用促進

基本方針3 SDGsを踏まえた森林認証材の普及

- ア マーケティング戦略の構築 → オホーツク産認証材の販路拡大
- イ 加工流通体制の整備 → CoC認証の継続的な取得

基本方針4 木育活動の推進

- ア 木育体験機会の充実 → 木育マイスターや企業、教育機関などの多様な主体による木育活動の推進
- イ 都市交流 → 都市住民の森林体験等の促進

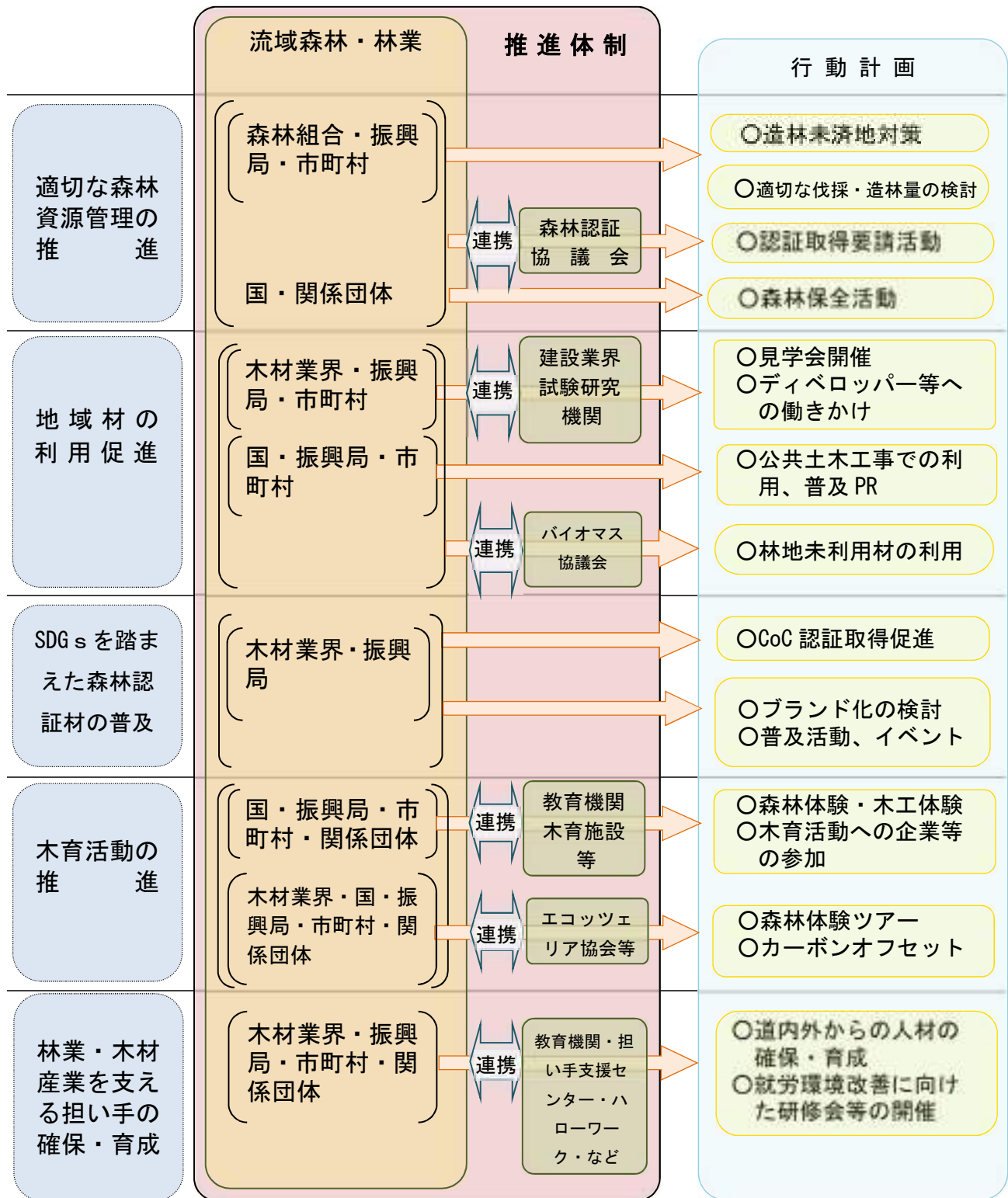
基本方針5 林業・木材産業を支える担い手の確保・育成

- ア 道内外からの人材の確保・育成 → 道内外の若年層の林業への就業や定着を促進

4 アクションプログラムの推進体制

適切な森林資源管理のもとオホーツク地域材の利用を拡大させるためには、効果的に成果を上げる体制づくりが重要となります。

このため、行動計画の内容に応じて各関係機関と密接に連携し、林業・木材産業以外の分野の客体まで対象を広げることができる推進体制を構築します。



5 アクションプログラム計画期間中の進行管理

アクションプログラムの進捗状況や成果については、各流域森林・林業活性化協議会において、計画期間終了まで、毎年点検・評価を行います。

検証の結果や林業・木材産業を取り巻く状況の変化、国の施策展開等に応じて見直しの必要がある実施手法や項目などについては、計画内容の修正や追加を行いながら、効果的に取組を進めていくこととします。

6 基本方針ごとの行動計画

各行動計画の必要性と実施内容、実施時期、行動主体を次のとおりまとめています。

分類 ○○○○

(1) 背景・課題

行動計画を立てるに至るまでの背景や課題、行動計画の必要性を簡潔にまとめています。

(2) 行動内容

誰が、いつ、どのように実施するのか、課題解決に向け、5カ年でステップアップしていく視点でまとめています。

行 動 内 容		実施年度					行動主体					
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	流 域	木 材 業 界	関 係 団 体	市 町 村	振 興 局	国
行動名	実施手法	←→					○		○	○		
				←→			○		○	○		

関係団体：○○○○

基本方針 1 適切な森林資源管理の推進

分類ア 森林資源の保続

行動計画 1 森林資源管理協定に基づく造林未済地対策

(1) 背景・課題

- 道産木材の需要の高まりにより伐採面積が高水準で推移する一方、伐採面積に対する造林面積の割合が約7割となっているなど、依然として伐採面積が造林面積を上回る状況が続いている。
- 新たな造林未済地の発生防止に向けて、森林所有者と林業・木材産業関連事業者とが森林資源の現状や今後の見通しなどについて認識を共有するとともに、関係者による伐採情報の早期把握と伐採者への指導を強化する必要がある。
- 再造林に係る所有者負担を軽減し、伐採後の的確な更新を進めるため、低コスト施業の推進をする必要がある。
- 伐採後の着実な再造林を行うためには、苗木の安定供給や造林作業の担い手確保が必要である。

(2) 行動内容

- 総合振興局と市町村が伐採情報の早期把握と共有を実施。
- 総合振興局と管内市町村が締結している「森林資源管理の取組に関する協定」に基づき、伐採指導・更新状況調査を連携して実施。
- 所有者の再造林コストを軽減するため、低密度植栽や機械地拵え、伐採と地拵の一貫施業など低コスト施業を推進。
- 苗木生産者と造林事業者との連携強化や情報共有を進め、コンテナ苗をはじめとした苗木の安定供給を図る。

行 動 内 容		実施年度					行動主体					
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	流 域	木 材 業 界	関 係 団 体	市 町 村	振 興 局	国
森林資源管理協定に基づく造林未済地対策	伐採情報の早期把握	←				→			○	○	○	
	道と市町村との協定に基づく伐採及び伐採後の更新の指導	←				→				○	○	
	伐採後の更新状況調査	←				→			○	○	○	
	低コスト施業の推進	←				→	○		○		○	

関係団体：森林組合

(3) 成果指標・目標

一般民有林における伐採面積に対する造林面積の割合

現状値 (R3) 0.71 → 目標値 (R8) 1.00

分類ア 森林資源の保続

行動計画2 既存の造林未済地解消対策

(1) 背景・課題

- 森林所有者の高齢化や後継者不在などにより、伐採後更新されていない森林が増加傾向にある。
- 森林の公益的機能を高度に発揮するためには、適正な伐採と伐採後の更新が不可欠であり、施業の集約化を図る上からも経営意欲のない森林所有者からの林地流動化を進めていく必要がある。
- 補助事業を活用して、伐採跡地等の解消を図っていく必要がある。

(2) 行動計画

- 森林組合が中心となり林地の流動化を促進。
- 「豊かな森づくり推進事業」を活用して、伐採跡地等への造林を推進。

行 動 内 容		実施年度					行動主体					
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	流 域	木 材 業 界	関 係 団 体	市 町 村	振 興 局	国
既存の造林未済地の解消	林地流動化の促進	←				→	○		○		○	
	「豊かな森づくり推進事業」の活用推進	←				→			○	○	○	

関係団体：森林組合

(3) 成果指標・目標

一般民有林における伐採面積に対する造林面積の割合

現状値 (R3) 0.71 → 目標値 (R8) 1.00

分類ア 森林資源の保続

行動計画3 適切な伐採量・造林量の実現に向けた取組

(1) 背景・課題

- カラマツやトドマツなどの人工林資源は、成熟期を迎え利用が進んでいるが、今後、齢級構成などが大きく変化する見通しであることから、将来を見据えて着実な造林による資源造成を進めることが必要。
- 森林資源の循環利用に向けて、伐採後の着実な造林（造林未済地対策）とともに、地域の資源量に応じた適切な伐採・造林量の実現が必要であり、そのためには川上から川下にいたる地域関係者の合意形成を図ることが必要。
- 適切な伐採量の実現に向けて、計画的な伐採を進めるため森林経営計画の認定率向上が重要。
- 市町村・総合振興局・森林組合・森林管理署（フォレスター）等からなる「市町村森林整備計画実行管理推進チーム」や「森林経営計画作成推進班」が、伐採・造林指導や経営計画作成推進の実行組織として活動。

(2) 行動計画

- 市町村森林整備計画実行管理推進チームが中心となり、伐採後の着実な再造林に向けて森林所有者へ指導。
- 適切な伐採量・造林量や合意形成に向けた検討。
- 森林経営計画作成推進班において森林経営計画の作成を推進。

行 動 内 容	実施年度					行動主体					
	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	流 域	木 材 業 界	関 係 団 体	市 町 村	振 興 局	国
適切な伐採量・造林量の検討	実行管理チームにおける再造林に向けた取組							○	○	○	
	活性化協議会における適切な伐採量・造林量や合意形成に向けた検討					○		○	○	○	
森林経営計画認定率の向上	森林経営計画作成推進班における取組							○	○	○	

関係団体：森林組合

(3) 成果指標・目標

一般民有林における伐採面積に対する造林面積の割合

現状値 (R3) 0.71 → 目標値 (R8) 1.00

分類イ 森林認証の取得促進

行動計画 1 適正かつ健全な管理が行われる森林認証の取得促進

(1) 背景・課題

- 両流域の森林認証面積は、FSC 及び SGEC を併せて 63.6 万 ha（網走西部流域で約 33.2 万 ha、網走東部流域で約 30.4 万 ha）で、全国の 25% を占めるなど、全国一の認証エリアを形成。（令和 3 年 3 月末現在）
- これまで、網走東部流域では「森林認証を推進して地域興しを目指す協議会」、網走西部地域では「緑の循環森林認証で地域おこし協議会」による普及活動により、管内の森林面積のうち約 83% で FM 認証を取得したほか、COC 認証の取得企業は 89 団体となり、加工から建設、流通業まで様々な業種に取得が広がっている。
- 二酸化炭素の吸収源として森林が果たす役割に大きな期待が寄せられていることを背景に、全国一の森林認証エリアとして注目が集まっていることから、森林認証の維持管理や継続的な取得促進が必要。

(2) 行動内容

- 網走東部流域及び網走西部流域が一体となり、FM 認証林の維持管理や継続的な取得促進に向けて、森林認証制度の取得意義や認証材の活用事例などを広く PR するためのシンポジウムや勉強会などの活動を実施する。

行 動 内 容		実施年度					行動主体					
		R4	R5	R6	R7	R8	流域	木材 業界	関係 団体	市町村	振興局	国
森林認証の維持管理 及び継続的な取得促進	民有林の取得促進 に向けた普及 PR	←				→	○		○	○		

関係団体：森林認証を推進して地域興しを目指す協議会、緑の循環森林認証で地域おこし協議会

(3) 成果指標・目標

森林認証率 現状値 (R3) 82.8% → 目標値 (R8) 83%

(認証の継続的な取得促進を図る)

分類ウ 流域環境の保全

行動計画 1 流域環境保全に取り組む団体等と連携した森林保全活動や水土保持機能向上のための取組

(1) 背景・課題

- 気候変動による災害の激甚化・頻発化を踏まえて、河川整備や森林整備等を担当する行政が一体となり流域全体での防災対策を示した「流域治水プロジェクト」を推進している。
- 森林内では、治山事業や森林整備事業により山地災害の防止や水源かん養機能の向上などを図っている。
(対象河川：1級河川(網走川・常呂川・湧別川・渚滑川)、2級河川(藻琴川、斜里川、佐呂間別川))
- 各河川において、河川管理者や地元自治体、農業関係者、漁業関係者等により流域治水協議会等が開催され、降雨時の河川の汚濁等環境や産業に与える影響等について対策が進められている。
- 平成 24 年度に創設された「北海道林業事業体登録制度」により、林業事業体に対して、土砂流出を起こさないなど素材生産における自主的な行動規範の実行を促している
- 近年の気候変動に伴い自然災害による被害が拡大しているため、流域環境の保全に向けて関係機関の連携を強化するとともに、林業事業体が素材生産活動などによる土砂の流出防止に努めることが必要である。

(2) 行動内容

- 流域環境の保全を目的とした協議会等の取組に対し、流域活性化協議会構成員が協力するほか、例年開催される林業事業体を対象とした研修会などを通じて流域環境への配慮について啓発する。

行 動 内 容	実施年度					行動主体					
	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	流 域	木 材 業 界	関 係 団 体	市 町 村	振 興 局	国
環境保全を目的とした協議会等への参画・実施	←				→			○	○	○	○
林業事業体への登録促進及び研修会等の実施	←				→	○	○			○	

(3) 成果指標・目標 設定しない

基本方針 2 地域材の利用促進

分類ア 建築分野 / 住宅

行動計画 工務店と連携した住宅展示会の開催など普及活動の実施

(1) 背景・課題

- 両流域の市町村では、地域材や認証材を利用した住宅を建築する場合に、市町村が建設費の一部を補助するなど、住宅分野における地域材等の利用促進を図っている。
- 人口減少等に伴い道内の住宅着工戸数が低迷する中、令和3年に入り輸入材の価格高騰や入荷量の減少により道産建築材の需要が高まっている。
- 道産木材の需要の高まりを追い風とし、SDGsやゼロカーボンへの貢献など道産木材の利用の意義や流通状況を説明し、建築材としての利用について工務店等の理解を得ることが必要である。
- また、施主を対象に、工務店等と連携してWeb等を活用した積極的なPRが必要である。

(2) 行動計画

- 工務店や施主を対象に、地域材等の利用に関する研修会等を開催し、木材利用の理解醸成を図るとともに、工務店と連携した住宅展示会や施工現場見学会を開催する。そうした取組を動画やWEBなどにより広く発信する。
- 認証材の利用による付加価値向上に加え、北海道で実施している「HOKKAIDO WOOD」ブランド化の取組との連携を図りながら、木材利用促進に係る普及活動を進める。

行 動 内 容		実施年度					行動主体						
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	流 域	木 材 業 界	関 係 団 体	市 町 村	振 興 局	国	
見学会等の開催	住宅・現場見学会の開催、WEB等でのPR	◀				▶		○	○			○	
PR動画の作成	木材利用関連動画の作成によるPR	◀				▶	○	○	○			○	

関係団体：(道総研) 林産試験場、(一社) オホーツク森林産業振興協会など

(3) 成果指標・目標

地域材利用促進制度を活用する住宅棟数

現状値 (H28-R2) 219棟 → 目標値 (R4-R8) 220棟

(住宅着工数が減少傾向のため現状維持を目標とする)

行動計画 中高層建築物などの非住宅での地域材の利用促進

(1) 背景・課題

- 公共建築物木材利用促進法の施行から10年が経過し、令和3年(2021年)6月に木材利用促進法が改正され、脱炭素化社会の実現に向けて建築物への木材利用を協力的に推進するため、木材利用を促進する対象を「民間建築物を含む建築物一般」に拡大された。
- 中高層建築物(4F以上)や非住宅においては、その大半が非木造となっているなど木材の利用は進んでいない。
- 中高層の木造建築を可能とするCLTの利用拡大に向けて、国において「CLTの普及に向けた新ロードマップ」(R3.3)が、道において「道産CLT利用拡大に向けた推進方針」(H29.3)が策定され、需要の創出と供給体制の整備、設計技術者への支援などを進めることとしている。
- 道産CLTの活用などにより、中高層建築物等への木材の利用を促進するなど、新たな需要を創出することが必要である。
- 公共施設の新築・改築にあたっては、木造化や木質化を積極的に推進することで、木の良さや木材利用の意義などをPRすることが必要である。

(2) 行動計画

- 中高層建築物や商業施設など非住宅分野での木材利用を進めるため、大手ディベロッパー等への積極的な働きかけや設計技術者などへの普及PR、供給体制の整備を進める。

行 動 内 容		実施年度					行動主体					
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	流 域	木 材 業 界	関 係 団 体	市 町 村	振 興 局	国
大手ディベロッパー等への働きかけ	大手ディベロッパー等との意見交換等の実施	◀				▶	○	○	○	○	○	
設計技術者などへの普及PR	設計技術者への情報提供	◀				▶	○		○		○	

関係団体：(道総研) 林産試験場など

(3) 成果指標・目標

設定なし

行動計画 公的機関が発注する土木工事での積極的な地域材の活用

(1) 背景・課題

- 北海道では公共事業を所管する農業・建設担当部局と連携し、土木工事において地域材利用を積極的に進めるとともに、市町村が実施主体となる土木工事についても木材の利用を推進している。
- 道の水産林務部では、地域材の需要拡大を図るため、平成 26 年度からコンクリート型枠合板を外国産材から道産トドマツへ転換する取組を進めている。
- こうした取組により、公共事業での木材利用が定着しつつある。

(2) 行動計画

- 林道事業や治山事業などの森林土木工事はもとより農業用の暗渠疎水材（木材チップ）やコンクリート型枠材として国や地方公共団体が率先して地域材を活用するとともに、使用事例を PR し普及に努める。

行 動 内 容	実施年度					行動主体					
	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	流 域	木 材 業 界	関 係 団 体	市 町 村	振 興 局	国
公的機関が発注する公共土木工事での積極的な使用と事例の PR による普及	←				→	○			○	○	○

(3) 成果指標・目標

公共土木工事での木材利用量

現状値 (R3) 24,936m³ → 目標値 (R8) 25,000m³

(公共事業における利用について現状の水準を確保)

分類ウ 暮らし分野 / 木工クラフト

行動計画 インテリアや食器等生活用品の木製品利用拡大に向けたイベント等の取組

(1) 背景・課題

- (一社)オホーツク森林産業振興協会では、東京ギフトショーに出展するほか、同協会の地域材利用促進部会では、各種イベントに活用するため、地域材を活用した割箸を作成・配布するなど、利用拡大に向けた取組を行っている。
- これまで、木製品展示施設等での対面販売が主だったが、コロナ過においても広く木製品の販路を拡大するため、対面販売に加え、非対面となるネットショップを活用した販売を開始した。
- SDGsへの関心が社会全体で高まる中、飲食店や一般消費者において、暮らしに身近な製品について脱プラスチックへの意識が高まっている。

(2) 行動計画

- (一社)オホーツク森林産業振興協会や民間企業等と連携し、認証材などを活用した新製品の開発やモニター利用、継続的なイベント出展等により、暮らしに身近な分野での木製品の普及を進める。
- WEBやSNSを活用した情報発信を進め、非対面のPR手法確立に向けて検討を行う。

行 動 内 容		実施年度					行動主体					
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	流 域	木 材 業 界	関 係 団 体	市 町 村	振 興 局	国
イベント出展	新規イベント開催検討及び実施	←				→	○	○	○	○	○	
販路の拡大	カタログの作成やインターネット販売の取組	←				→		○	○	○	○	

関係団体：(一社)オホーツク森林産業振興協会等

(3) 成果指標・目標

設定しない

行動計画 林地未利用材の利用促進

(1) 背景・課題

- 平成24年7月に再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）が開始され、オホーツク地域では、平成28年12月に紋別バイオマス発電(株)、平成31年1月に(株)ウインドスマイルによる大規模な木質バイオマス発電所が稼働を開始したことから、地域内の木質バイオマス資源の利用量は増加傾向となっている。
- ゼロカーボン北海道の実現に向けて、化石燃料の代替により二酸化炭素の排出抑制に資する木質バイオマスのエネルギー利用に期待が寄せられている。
- 森林づくりに伴い産出される木材を無駄なく利用するため、木質チップや木質ペレット等の木質バイオマスのエネルギー利用の意義を普及啓発するとともに、木材の既存利用に影響を及ぼさないよう、地域の関係者が連携した原料の安定供給体制づくりが必要である。

(2) 行動計画

- 大規模な木質バイオマス発電施設における原料需要の増加に対応するため、既存利用に影響を及ぼさないよう、森林整備に伴い発生する林地未利用材の安定的な供給体制の構築に向けて、地域の関係者が情報共有や意見交換、現地検討などを実施する。
- 津別町や紋別市で実施している地域内エコシステムの実施事例について、普及PR資料の配布や見学会を実施する。

行 動 内 容	実施年度					行動主体					
	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	流 域	木 材 業 界	関 係 団 体	市 町 村	振 興 局	国
林地未利用材の 利用促進							○	○	○	○	○
効率的な搬出及び積極 的な利用	←				→						
安定的な供給体制構築 の検討	←				→			○	○	○	○
発生情報の収集・発信	←				→	○				○	○

関係団体：津別町森林バイオマス利用推進協議会、オホーツク森林バイオマス活用協議会、森林組合等

(3) 成果指標・目標

木質バイオマス利用量

現状値 (R3) 232,305t → 目標値 (R8) 270,000t

* 林地未利用材

立木を伐採して丸太にする過程で発生する枝葉、木の根元や先端部及び伐採後に森林外に搬出されない間伐材等の林地内に残された未利用資源のこと。

基本方針3 SDGs を踏まえた森林認証材の普及

分類ア 森林認証材のマーケティング戦略の構築

行動計画 森林認証材のブランド化の検討と大規模消費地等への出荷の拡大

(1) 背景・課題

- 森林認証材のブランド化を図るため、平成 23 年度に、環境配慮に品質基準を設けた「オホーツク WOOD」の出荷体制を整えたが、需要がないため出荷に至っていない。
- 森林認証の取得メリットが少ないことから CoC 認証事業体数が減少傾向にある。
- 2020 年東京オリンピック・パラリンピック大会の関連施設にオホーツク産をはじめとする認証材が利用されたことを契機に、国内における森林認証への関心が高まっている。
- SDGs の達成に向けて、大手建設会社などでは環境配慮した取組を進めており、森林認証材を積極的に利用しようとする動きがある。
- オホーツク地域では、豊かな森林資源を背景に、製材やプレカット、CLT 製造、家具製造など様々な業種が集積しており、こうした地域の強みを生かしたマーケティング戦略の構築が必要である。
- CSR 活動を模索する首都圏などの企業とのマッチングにより、オホーツク産認証材の利用促進を図ることが必要である。

(2) 行動計画

- 品質基準の再検討や建材のパッケージ化などブランド基準を検討するとともに、ターゲットの絞り込みを図る。
- 認証材の活用が SDGs の達成に資することを全面に打ち出し、CSR 活動に積極的な首都圏などの企業へのオホーツク産認証材の販路を開拓する。
- ハウスメーカーやホームセンター、大手建設会社など最終消費者と連携するために、地域関係者と要請活動を展開するとともに、動画などを作成しオホーツクの森林認証材の強みを広く PR する体制を構築する。

行 動 内 容	実施年度					行動主体						
	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	流 域	木 材 業 界	関 係 団 体	市 町 村	振 興 局	国	
認証材の販路拡大	市場調査の実施、 方向性検討	←	→				○	○			○	
	PR ツールの作成			←	→		○	○			○	
	首都圏イベントへの 参加	←				→	○	○				

(3) 成果指標・目標

CSR 活動を模索する企業とのマッチング数

現状値 (R 3) 0 社 → 目標値 (R 8) 2 社

分類イ 加工流通体制の整備

行動計画 森林認証材を含む地域材供給体制確立に向けた事業者の強化

(1) 背景・課題

- 認証森林から出材される木材を認証材として利用するためには、加工する製材工場や施工する工務店等が加工・流通認証(CoC)を取得する必要があるが、両流域ではFSCで13事業者、SGECで76事業者(令和3年11月現在)が認証を受けているが、取得メリットが少ないことなどから更新意欲は低下しつつある。
- 外国産材の価格高騰や輸入量の減少に伴い、道産木材への受注が増加する一方で、工員不足や施設の老朽化、機械施設(乾燥機やモルダラー)の未保有で対応できない工場が多い。
- 認証材等を道央圏や首都圏等大消費地に安定的に供給するためには、乾燥施設や加工施設の整備を進めるとともに、工務店やハウスメーカー等幅広い業種で事業者認証を取得し、流通体制を確立する必要がある。

(2) 行動計画

- 木材業界が主体となり、両流域製材工場や工務店等を対象とした研修会の開催や、道央圏や首都圏の工務店を対象とした認証材の売り込みにより理解と取得の促進に努める。

行 動 内 容		実施年度					行動主体					
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	流 域	木 材 業 界	関 係 団 体	市 町 村	振 興 局	国
CoC 認証の 取得促進	管内業者等への研修会 の開催	<				>	○	○				○
	道央圏や首都圏への認 証材のPR活動	<				>	○	○				○

(3) 成果指標・目標

オホーツク産材を扱う CoC 取得事業者数

現状値 (R3) 89社 → 目標値 (R8) 89社

(現状の認証取得企業を確保)

基本方針4 木育活動の推進

分類ア 木育体験機会の充実

行動計画1 木育マイスターや企業、NPOなどの多様な主体と連携したイベント等の実施

(1) 背景・課題

- 平成23年に（一社）オホーツク森林産業振興協会が中心となり「木育ネットワーク推進部会」が組織され、本地域の10の木育関連施設が合同イベントや木育のPRを実施している。
- オホーツクみどりネットワークでは、一般参加者を対象に、知床の森林散策ツアーを開催し、生態系における物質循環を学ぶ森林環境教育を継続的に実施している。
- 森林づくりに対する道民の理解を促進するためには、木育マイスターや企業、NPO、教育機関、行政などの関係者の連携を強化し、多様なニーズに対応することが必要である。
- 地域住民等に森林の持つ多面的機能や木材・木製品を利用する意義などを理解してもらうためには、木育活動の企画立案やコーディネーターができる指導者を確保・育成するとともに、魅力あるイベントを数多く実施し、幼少期の段階からその保護者等を含めて体験してもらう必要がある。
- 木育を広く普及するためには、森林や木育に関心がある方に加え、幼稚園児や小学生、旅行者等様々な年代を対象とした体験機会を創出する必要がある。

(2) 行動内容

- 木育関連施設等と連携し、イベント情報や施設概要を広く普及するとともに、（一社）オホーツク森林産業振興協会が中心となって幼稚園などの施設で実施する遊具付き出前講座や合同イベントなど各種取組を支援する。
- 観光ツアーに木育体験等を組み込むなどオホーツクの森林や木材の普及PRを教育機関や観光協会と連携して実施する。
- 木育マイスターによるネットワークを活用し、木育活動への企業等の参加や企業が主体となった木育活動などを実施する。

行 動 内 容	実施年度					行動主体					
	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	流 域	木 材 業 界	関 係 団 体	市 町 村	振 興 局	国
イベント情報等の普及やオホーツク木のプラザが実施する出前講座等各種取組の支援	←				→		○	○	○	○	
オホーツクの森林や木材の普及PRを教育機関や観光協会と連携した取組	←				→			○			
木育活動への企業等の参加や企業が主体となった木育活動などを支援	←				→			○	○	○	○

(3) 成果指標・目標

設定しない

分類イ 都市交流／環境産業

行動計画 1 大消費地との都市交流による木材利用の促進

(1) 背景・課題

- 紋別市、滝上町、津別町では、東京都港区との協定締結により、大規模施設への木材使用を促進する「みなとモデル制度」に参加し、オホーツク産材のPRを実施している。紋別市では東京都港区主催の展示会(地域百貨展)に紋別市産認証材を使用したクラフト等を出品している。
- 本道において全国を上回るスピードで人口減少が進む中、流域の活性化に向けて、都市住民がオホーツク地域を訪問し豊かな自然や地域の産業を体感・理解してもらい、首都圏における本地域のサポーターをつくる必要がある。

(2) 行動内容

- 流域森林・林業活性化協議会と木材業界が中心となり、オホーツク産森林認証材の利用促進に向け、ジャパンホームショー等への出展や企業等への訪問、環境に配慮した森林の管理方法等に関するパンフレットの作成・配布による普及PRを行う。また、移住交流の取組との連携を図るとともに、都市住民を対象とした森林や工場を見学してもらおう森林エコツアーや林間学校などの長期滞在の取組などを企画していく。

行 動 内 容	実施年度					行動主体					
	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	流 域	木 材 業 界	関 係 団 体	市 町 村	振 興 局	国
首都圏への地域材のPR	←				→	○	○	○	○	○	○
都市住民等の体験ツアーの企画・実施	←				→	○	○	○	○	○	

(3) 成果指標・目標

設定しない

分類イ 都市交流／カーボンオフセット

行動計画2 多様な企業の多様な資金による森林整備を推進するため、カーボンオフセット認証の取得促進

(1) 背景・課題

- カーボンクレジットの活用に関して、J-V E Rの取組については、平成24年度以降新たなクレジット発行実績がない。国内クレジットに関しては津別町の承認の1件のみである。
- 都市住民をパートナーとした森林整備に加え、多様な企業等の多様な資金による森林整備を推進するため、引き続きカーボンオフセット認証の取得に関する理解の促進と認証の取得活動を実施していく必要がある。

(2) 行動内容

- 環境問題に関心のある企業等を対象として、カーボンオフセット制度の理解を促進するため、制度内容及び管内での取得状況等を普及PRする。

行 動 内 容		実施年度					行動主体					
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	流 域	材 業 界	関 係 団 体	市 町 村	振 興 局	国
カーボンオフ セットの導入	カーボンオフセット制 度の普及PR	←				→	○		○	○		

(3) 成果指標・目標

カーボンクレジット取得件数

現状値 (R3) 6件 → 目標値 (R8) 9件

基本方針5 林業・木材産業を支える担い手の確保・育成

分類ア 道内外からの人材の確保・育成

行動計画1 若者が林業に新規参入するための取組

(1) 背景・課題

- 道内の林業従事者数は4,269人(R元)で、平成17年度を底に増加傾向となっている。
また、オホーツク地域の林業従事者数は780人(R元)で全道の約18%を占めるほか、人数は横ばいだが、依然として逼迫した状況が続いている。
- 年齢別では、オホーツク地域の林業従事者は、40歳未満の割合が25%である一方、60歳以上の割合は32%で依然として高い状況である。
- 新規参入者は、道内では177人(R元)で、平成19年度をピークに鈍化している。オホーツク地域では、新規参入者は37人(R元)で、近年は40人前後で推移している。
- 平成28年度に、林業・木材産業関係者や教育機関、市町村などが参画する「オホーツク地域林業担い手確保推進部会」が設立され、担い手確保・育成に向けた取組を展開している。
- 令和2年4月に、北海道立北の森づくり専門学院が開校し、本道の林業・木材産業の即戦力となり、将来、企業等の中核を担う人材の育成を進めており、オホーツク地域では、インターンシップや地域見学実習を受け入れるなど学院の取組を支援している。
- 国の「緑の雇用」新規就業者育成推進事業などによる、現場作業に必要な基礎的知識・技術や現場の統括管理手法を習得する研修のほか、道の森林整備担い手対策推進事業による、伐木技術や林業機械操作を習得する研修などにより技術の向上を図っている。また、道の森林作業員就業条件整備事業による就労日数に応じた奨励金の支給や林業労働環境整備事業による労働安全の確保を図る装備品の購入支援など、就業環境の改善に向けた取組が行われている。
- 本道において全国を上回るスピードで人口減少や少子高齢化が進む中、高齢の就業者の急激な減少が懸念されることから、将来の林業・木材産業を支える人材を道内外から広く確保する必要がある。
- 就業者の経験や技術等に応じた段階的なキャリア形成の支援等を通じて技術・技能の向上を図る必要がある。
- 男女問わず誰もが働きやすい労働環境や就労条件の整備により、就業後の定着率を向上させる必要がある。

(2) 行動内容

- 新規参入者の確保に向けて、SNS等インターネットを活用した情報発信や就業相談を行う説明会への参加など、効果的な募集活動の実施に努める。
また、北の森づくり専門学院が行うインターンシップ等の積極的な受入に努める。
- 就業者の育成に向けて、国の「緑の雇用」事業や道の担い手研修事業などを活用し、就業者のキャリア形成の支援に努める。
- 就業者の定着に向けて、労働安全に資する装備品の積極的な導入や作業の機械化の推進、休暇制度の充実、出産・育児に配慮した取組など、安心して働きやすい環境整備に努める。
- 経営者を対象として、求職者が望む就労条件や改善に向けたポイントなどに関する研修会を開催するなど定着率の向上に向けて取り組む。

行 動 内 容	実施年度					行動主体					
	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	流 域	木 材 業 界	関 係 団 体	市 町 村	振 興 局	国
人材の確保・育成	SNS等インターネットを活用した情報発信や就業相談を行う説明会への参加など、効果的な募集活動の実施	≡			≡	○	○	○	○	○	
	就業者のキャリア形成の支援	←			→		○	○			
就労環境・条件の改善	労働安全に資する装備の導入や作業の機械化の推進、休暇制度等の充実など、安心して働きやすい環境整備	←			→		○	○			
	経営者を対象とした、求職者が望む就労条件や改善に向けたポイントなどに関する研修会を開催	←			→	○	○	○	○	○	

関係団体：ハローワーク、教育機関、北海道森林整備担い手支援センター

(3) 成果指標・目標

40歳未満の若年者割合

現状値 (R1) 25.6% → 目標値 (R8) 30.0%

常用労働者のうち40歳未満の若年者割合をH21の水準を目標として若返りを図る。

7 アクションプログラムの体系表

基本方針	分類		行動内容		実施年度					行動主体					関係団体	成果指標				
					R4	R5	R6	R7	R8	流域	木材業者	関係団体	市町村	振興局		国	項目	現状	目標	
1 適切な森林資源管理の推進	ア 森林資源の保続		森林資源管理協定に基づく造林未済地対策	伐採情報の早期把握											森林組合	一般民有林における伐採面積に対する造林面積の割合	0.71	1		
				道と市町村との協定に基づく伐採及び伐採後の更新の指導																
				伐採後の更新状況調査																
				低コスト施業の推進																
			既存の造林未済地解消対策	林地流動化の促進																森林組合
				「豊かな森づくり推進事業」の活用推進																
	適切な伐採量・造林量の実現に向けた取組			適切な伐採量・造林量の検討											森林組合	一般民有林における伐採面積に対する造林面積の割合	0.71	1		
				森林経営計画認定率の向上																
	イ 森林認証の取得促進			適切かつ健全な管理が行われる森林認証の取得促進	森林認証の維持管理及び継続的な取得促進										森林認証を推進して地域を興す協議会、緑の循環認証で地域興し協議会	森林認証率	82.8%	83%		
	ウ 流域環境の保全			流域環境保全に取り組む団体等と連携した森林保全活動や水土保全機能向上のための取組	環境保全を目的とした協議会等への参画・実施											-				
林業事業者への登録促進及び研修会等の実施																				
2 地域材の利用促進	ア 建築分野	住宅	工務店と連携した住宅展示会の開催など普及活動の実施	見学会等の開催											(道総研) 林産試験場、(一社) オホーツク森林産業振興協会	地域材の利用促進制度を活用する年間住宅棟数	219棟	220棟		
				PR動画の作成																
		非住宅	中高層建築物などの非住宅での地域材の利用促進	大手ディベロッパー等への働きかけ												(道総研) 林産試験場	-			
				設計技術者などへの普及PR																
	イ 土木分野	公共土木	公的機関が発注する土木工事での積極的な地域材の活用	公的機関が発注する土木工事での積極的な地域材の使用と事例のPRによる普及											公共土木工事での木材利用量	24,936m3	25,000m3			
	ウ 暮らし分野	木工クラフト	インテリアや食器等生活用品の木製品利用拡大に向けたイベント等の取組	イベント出展											(一社) オホーツク森林産業振興協会	-				
				販路の拡大																
	エ IBCF分野	木質バイオマス	林地未利用材の利用促進	効率的な搬出及び積極的な利用											津別町バイオマス利用推進協議会、オホーツク森林バイオマス活用協議会、森林組合	木質バイオマス利用量	232,305t	270,000t		
				安定的な供給体制構築の検討																
				発生情報の収集・発信																
3 SDGsを踏まえた森林認証材の普及	ア 森林認証材のマーケティング戦略の構築		森林認証材のブランド化の検討と大規模消費地等への出荷の拡大	市場調査の実施、方向性検討											CSR活動を模索する企業とのマッチング数	0	2			
				PRツールの作成																
				首都圏イベントへの参加																
	イ 加工流通体制の整備		森林認証材を含む地域材供給体制確立に向けた事業者の強化	管内業者等への研修会の開催											CoC取得事業者数 (SGEC、FSCの延べ数)	89	89			
				道央圏や首都圏への認証材のPR活動																
				道内業者等への研修会の開催																
4 木育活動の推進	ア 木育体験機会の充実		木育マイスターや企業、NPOなどの多様な主体と連携したイベント等の実施	イベント情報等の普及やオホーツク木のプラザが実施する出前講座等各種取組の支援											-					
				オホーツクの森林や木材の普及PRを教育機関や観光協会と連携した取組																
				木育活動への企業等の参加や企業が主体となった木育活動などを支援																
	イ 都市交流	環境産業	大消費地との都市交流による木材利用の促進	首都圏への地域材のPR											-					
				都市住民等の体験ツアーの企画・実施																
		カーボンオフセット	多様な企業の多様な資金による森林整備を推進するため、カーボンオフセット認証の取得促進	若者が林業に新規参入するための取組	カーボンオフセットの導入										カーボンクレジット取得件数	6件	9件			
5 林業・木材産業を支える担い手の確保・育成	ア 道内外からの人材の確保・育成		人材の確保・育成	若者が林業に新規参入するための取組										ハローワーク、教育機関、北海道森林整備担い手支援センター	40歳未満の若年者割合	25.6%	30.0%			
				就労環境・条件の改善																

参 考 资 料

オホーツク森林・林業・木材産業チャレンジ検討会議構成メンバー

氏 名	職 名	備 考
黒瀧 秀久	アグリイノベーション大学校顧問(前東京農業大学教授)	網走東・西部流域 幹事長
小川 繁幸	東京農業大学生物産業学部准教授	網走東・西部流域 幹事会
高松 巨樹	オホーツク総合振興局産業振興部林務課長	網走東・西部流域 副幹事長
小田部 照	網走地方森林・林業・林産業活性化促進議員連盟連絡会副会長	網走東部流域 幹事会
後藤 昭由	北見地方木材協会専務理事	網走東・西部流域 幹事会
山本 昭彦	北見地方素材生産事業協同組合専務理事	網走東部流域 幹事会
遠藤 智子	置戸地区林産協同組合理事長	網走東部流域 幹事会
佐藤 隆	北見地方森林整備協議会会長	網走東部流域 幹事会
石川 茂雄	美幌町森林組合代表理事専務	網走東部流域 幹事会
細田 義仁	栄林会網走支部副支部長	網走東部流域 幹事会
佐々木 英樹	北海道森林管理局網走南部森林管理署森林技術指導官	網走東・西部流域 幹事会
大野 江二	北海道山林種苗協同組合美幌地区種苗協議会会長	網走東部流域 幹事会
村田 彰寛	北見地域森林関連産業労働組合連合会書記長	網走東・西部流域 幹事会
小林 守也	オホーツク総合振興局東部森林室森林整備課長	網走東部流域 幹事会
野田 哲也	オホーツク総合振興局東部森林室普及課長	網走東部流域 幹事会
佐藤 岳郎	網走市経済部農政課長	網走東部流域 幹事会
森 高志	斜里町産業部水産林務課長	網走東部流域 幹事会
田中 三智雄	美幌町経済部農林政策課長	網走東部流域 幹事会
五十嵐 勝昭	置戸町産業振興課長	網走東部流域 幹事会
菊地 秀喜	佐呂間町経済課長	網走東部流域 幹事会
三上 剛	北見市農林水産部農林整備課長	網走東部流域 幹事会
勝占 保	網走西部森林管理署長	網走西部流域 幹事会
得永 恭志	紋別市産業部長	網走西部流域 幹事会
井上 道也	湧別町水産林務課長	網走西部流域 幹事会
長嶺 毅	興部町産業振興課長	網走西部流域 幹事会
前島 英樹	網走地方森林・林業・林産業活性化促進議員連盟連絡会副会長	網走西部流域 幹事会
江本 博幸	滝上林業協同組合副理事長	網走西部流域 幹事会
野呂田 厚司	オホーツク中央森林組合代表理事専務	網走西部流域 幹事会
江本 博幸	栄林会網走支部支部長	網走西部流域 幹事会
菅野 伸一	北海道山林種苗協同組合紋別地区種苗協議会会長	網走西部流域 幹事会
河村 哲夫	オホーツク総合振興局西部森林室普及課長	網走西部流域 幹事会

オホーツク地域の森林・林業を取り巻く状況

1 森林資源の状況及び林業・林産業の状況

○ 森林資源の賦存状況と資源管理の現状

・管内の森林面積約 768 千 ha のうち、国有林は 56%、道有林は 14%、市町村有林・私有林（一般民有林）は 30%で、天然林が多い**国有林面積が過半**を占めています。

	面積 (千ha)			
	天然林	人工林	その他	合計
国有林	280	127	23	430
道有林	75	30	3	108
市町村有林	12	22	0	34
私有林	85	103	8	196
合計	452	282	34	768

出典：令和元年度北海道森林業統計 (R2.3)

表 1：所管別森林面積

・人工林面積 282 千 ha のうち国有林は 45%、道有林は 11%、一般民有林は 44%で、国有林と一般民有林の面積は拮抗しています。

・人工林の樹種別面積の上位樹種は、**国有林・道有林でトドマツ**（各 70%、63%）、**一般民有林でカラマツ**（44%）であり、所管により主要樹種が異なります。

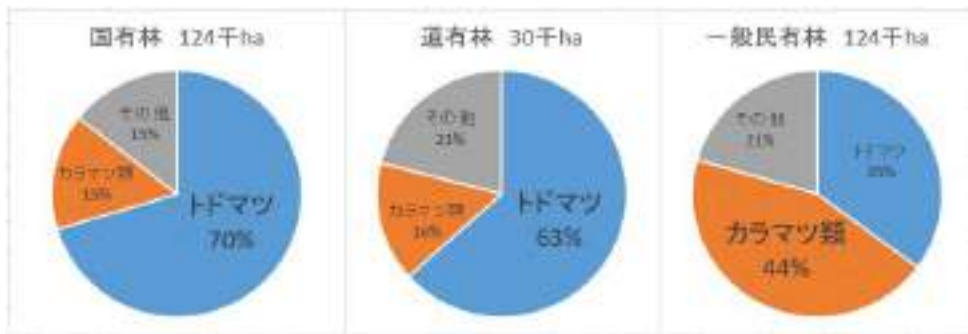


図 1：所管別樹種別割合 ※国有林については、地域管理経営計画書参照

・一般民有林の齢級別森林資源構成については、カラマツ・トドマツなどの人工林資源が成熟期を迎え利用が進んでいるが、今後、齢級構成などが大きく変化する見通しであることから、将来を見据えて着実な植林による資源造成を進めることが必要となっています。

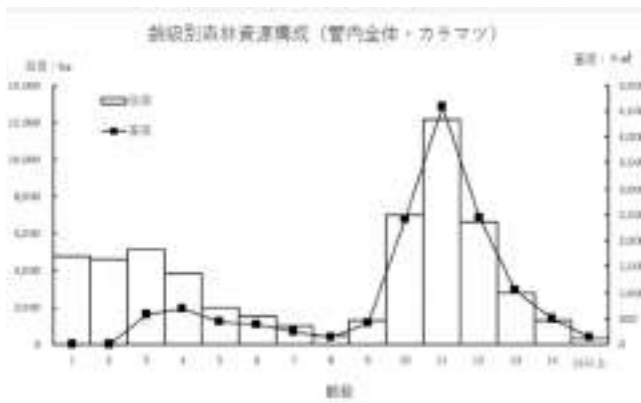


図 2：齢級別森林資源構成（カラマツ）

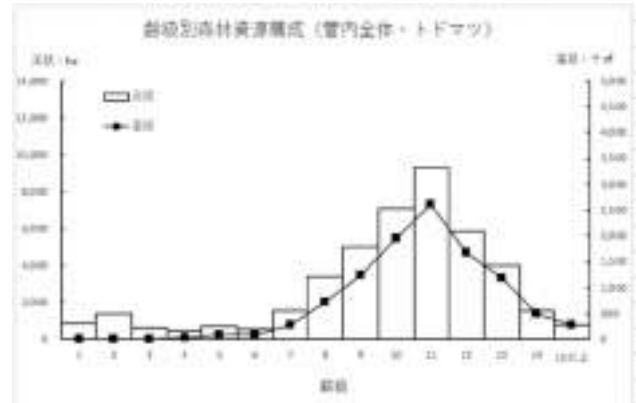


図 3：齢級別森林資源構成（トドマツ）

- ・一般民有林の人工林では、皆伐面積に対する造林面積の割合は71%となっており、**伐採後の適切な造林が引き続き課題**となっています。

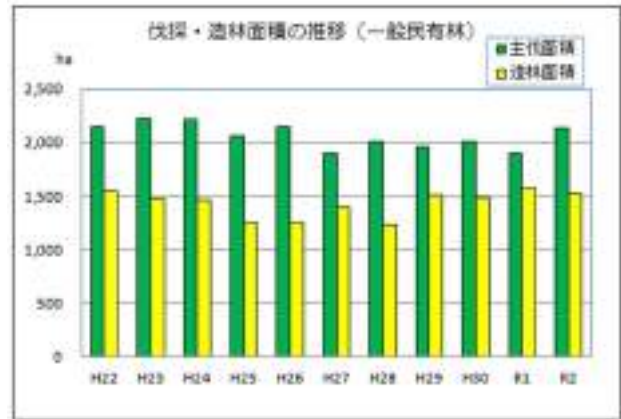


図4：伐採・造林面積の推移（管内全体）

[まとめ]

現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・オホーツク管内の森林面積は、768 千 ha で全道の森林面積 5,536 千 ha の約 14%。 ・所管別の面積割合は、国有林が 56%と過半数を占める。 ・所管別の主要樹種は、国有林と道有林がトドマツ、一般民有林がカラマツ。 ・一般民有林の主伐面積は、2,000ha 前後で推移しており、皆伐面積に対する造林面積の割合は約 70%。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・人工林資源の利用が進んでいるが、将来にわたり森林資源の循環利用をはかるためには、今後の齢級構成の変化等を踏まえ、伐採後の着実な植林による資源造成を進めることが必要。

○ 森林認証の状況

- ・管内では平成 16 年頃から森林認証の取得に向けた取組が進められ、現在（令和 3 年 3 月末時点）では FSC、SGEC をあわせた**認証森林面積は全国の 25%にあたる 63.6 万 ha となっています。**

	認証森林面積（万 ha）		
	計	FSC	SGEC
全 国	253.0	41.6	216.3
北海道	145.3	4.4	145.0
うち林-ツ地域	63.6	0.3	63.4

表2：認証森林面積（令和3年3月末現在）

- ・また、COC 認証取得企業は 89 団体となり、建築材だけでなく家具なども供給できる体制となっています。

業種(1 事業体で複数認定あり)	企業数
素材生産・販売	37
製材	24
合単板・集成材・プレカット	16
建設・土木・流通・販売	56
その他	27

表3：COC 認証取得企業数（令和3年3月末現在）

- ・しかしながら、認証製品としての出荷量は少ないため、**認証材の付加価値向上にむけて利用促進が課題**となっています。

[まとめ]

現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・オホーツク管内の認証森林面積は、全国の認証森林面積の 25%を占める。 ・様々な業種で COC 認証の取得が広がっている。 ・認証製品としての出荷量は少ない状況。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・森林認証の民有林における継続的な取得促進が必要。 ・認証材の PR や COC 認証企業の確保など、認証材の利用促進に向けた取組が必要。

○ 素材生産と原木消費状況

- ・管内の素材生産量は平成 30 年度に落ち込みがみられましたが、850 千 m³ から 950 千 m³ の間で推移しています。
- ・製材工場等における原木消費量は令和 2 年度に落ち込んだものの、960 千 m³ から 1,000 千 m³ で推移し、素材生産量を上回っています。

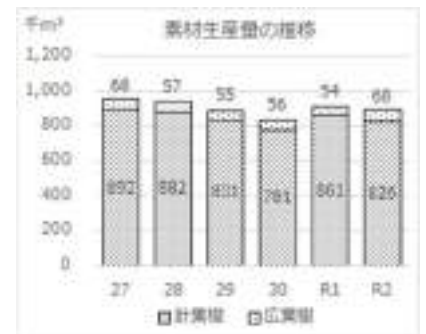


図 5：素材生産量の推移

- ・製材出荷量については、令和 2 年度に大きく落ち込んだが、200 千 m³ から 220 千 m³ の間で推移しており、移出率は 50~64%と、ここ数年増加の傾向を示しています。

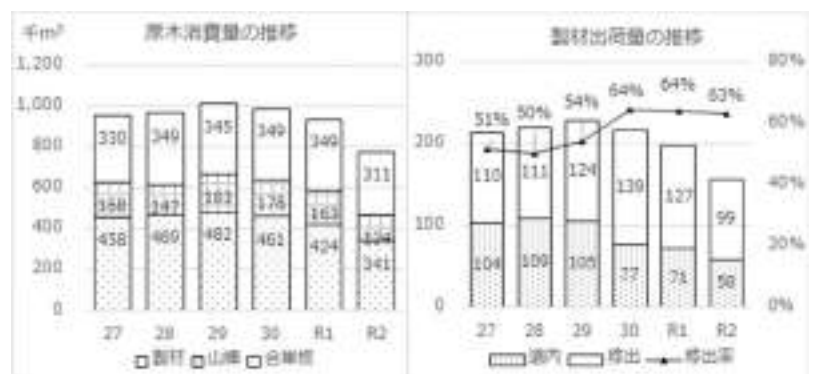


図 6：原木消費量の推移

7：製材出荷量の推移

- ・また、海外からの木材入荷が減少したこと等により、道産木材の需要が高まっています。

[まとめ]

現 状	<ul style="list-style-type: none"> ・素材生産量、原木消費量（製材・山棒チップ・合単板）ともおおむね横ばいで推移。 ・製材出荷量は、200 千 m³ 前後で推移し、道外への移出の割合が増加傾向。 ・輸入材の入荷減少等により道産木材の需要の高まり。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・道産木材の長期的・安定的な供給が必要。 ・脱炭素・脱プラスチックの流れを踏まえた取組が必要。 ・公共建築物等木材利用促進法の改正等による、民間建築物の木造化推進の動きへの対応が必要。

○林業労働力の状況

・管内の林業労働者数は、令和元年度では780人で、平成19年度以降増加傾向にあり、通年雇用の割合も上がっています。

・雇用形態別では、素材生産・造林の両方で通年雇用者が増加傾向だが、造林では、業種柄繁閑散期に差があるため、通年雇用の割合が素材生産と比べて低い状況となっています。

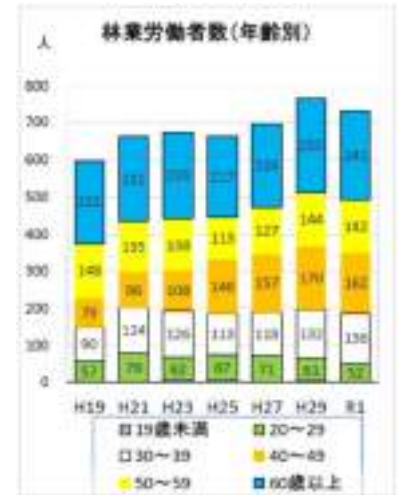


図8：林業労働者数の推移

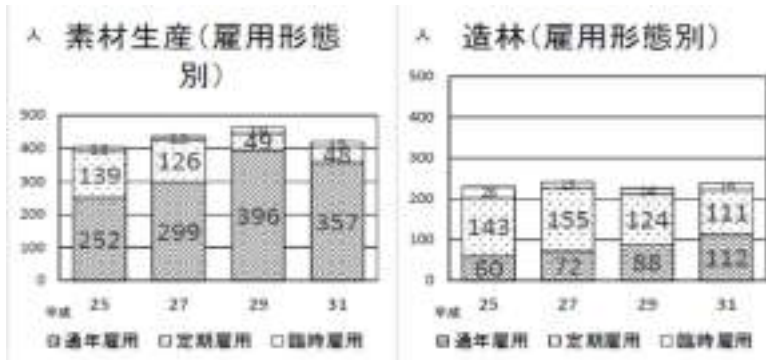


図9：雇用形態別労働者数(素材生産、造林)

・60歳以上の高齢者の割合が3割程度と依然として高い状況にあり、将来的に、若年者をはじめとした担い手の確保や技術の継承が課題となっています。

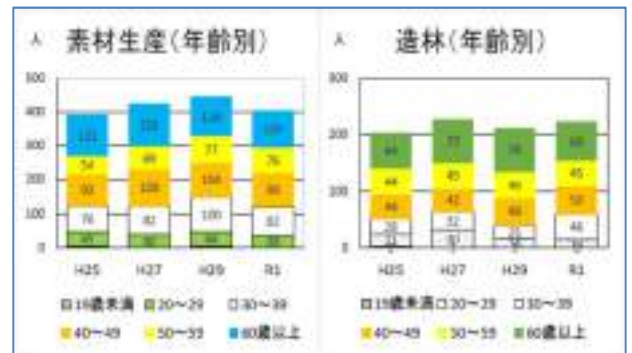


図10：年齢別労働者数(素材生産、造林)

・新規参入者数は、おおむね横ばいで、通年雇用の割合は70%(令和元年)となっています。

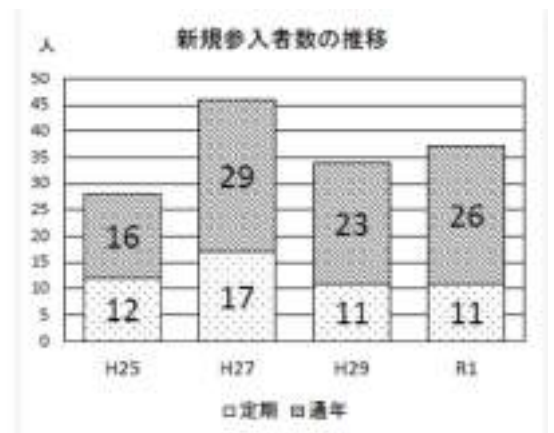


図11：新規参入者数の推移

[まとめ]

現 状	<ul style="list-style-type: none">・林業労働者数は、増加傾向。(H19年 683人、H25年 734人、H29年 808人、R1年 780人)・雇用形態別では、造林、素材生産とも通年雇用が増加し、令和元年度では490人で、労働者数全体の62%を占める。・年齢別では、40歳未満の割合は25%となっている一方、60歳以上の割合は32%を占める。
課 題	<ul style="list-style-type: none">・コロナ禍における生活様式の変化と移住志向の高まりなどを踏まえた、道内外からの人材確保が必要。・高齢者の割合が高いことから、若年層をはじめ新規就業者の確保と次世代への技術の継承への対応が必要。・R2.4に開校した北の森づくり専門学院生徒の、本地域への就業・定着に向けた検討が必要。

2 国や北海道における森林づくりの動向

(森林・林業基本計画)

- 国では、令和3年6月に改定された「森林・林業基本計画」において、森林・林業・木材産業による「グリーン成長」を掲げ、森林を適正に管理して、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させることで、「2050年カーボンニュートラル」も見据えた豊かな社会経済の実現を図ることとしている。

(木材利用)

- 令和3年6月に、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」を一部改正し、木材の利用を促進する対象を民間建築物を含む建築物一般に拡大するなど、脱炭素社会の実現に向けた国民運動を展開することとしている。なお、道内全ての市町村で「地域材利用推進方針」が策定されている。
- 令和3年3月に、林野庁と国土交通省が「CLTの普及に向けた新ロードマップ～更なる利用拡大に向けて～」を策定し、従来より進めてきた公共建築物におけるCLTの活用、SDGs等への寄与の「見える化」、設計者への一元的サポートの推進等新たな施策も数多く盛り込まれ、CLTの利用拡大に向けた取り組みを計画的に進めていくこととしている。
- 道では、道産CLTの利用拡大に向けて、平成29年3月に「道産CLT利用拡大に向けた推進方針」を策定し、産学官が連携し、需要の創出・拡大と供給体制の整備に向けた取り組みを進めており、令和3年3月末現在、道内におけるCLTを利用した建築物は、累計29件となっており、公共施設のほか、事務所などの民間施設にも利用の動きは広がっている。

(バイオマス利用)

- 平成24年7月に再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT)が開始され、この制度の認定を受けた木質バイオマス発電所は全国で382か所(令和2年3月現在)、主に未利用木材を燃料とし

て使う発電所は、146 施設（令和 2 年 3 月現在）が設備認定を受けている。

（森林環境譲与税）

- 我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成 31 年 3 月に森林環境税及び森林環境譲与税が創設され、令和元年度から市町村、都道府県に譲与が開始された。